千葉県「精神障害者ホームヘルパー養成研修」実施要綱

1 目的

この要綱は、精神障害を有する者に対する居宅介護等に必要な知識、技能を有する精神障害者ホームヘルパーの養成研修(以下「研修」という。)の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 実施主体

この研修の実施主体は、千葉県または千葉県知事(以下「知事」という。)が別途定めるところにより研修を実施するものとして指定した者とする。ただし、県は研修の全部又は一部を適当と認められる講習機関等に委託することができるものとする。

3 受講対象者

受講対象者は、原則として、精神障害者居宅介護事業等に従事する者又は従事することを希望する者とする。

4 研修カリキュラム及び講師要件等

研修カリキュラム及び講師要件は、別紙「精神障害者ホームヘルパー養成研修カリキュ ラム」のとおりとする。

5 修了認定

この研修の実施主体は、原則として所定の研修課程を修了した者に対して、修了の認定を行うものとする。

6 修了証書の交付等

- (1) この研修の実施主体は、研修の修了を認定した者に対し、修了証明書及び携帯用修了 証明書(別記様式1)を交付するものとする。
- (2) この研修の実施主体は、修了証明書及び携帯用修了証明書を交付する者について、修 了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日、現住所等必要事項を記載した研修修了者 名簿(別記様式2)を管理するものとする。
- (3) 知事は、研修の実施主体から提出された名簿を適正に管理するものとする。

附則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

第 号

修了証明書

氏 名

生年月日 年月日生

精神障害者ホームヘルパー養成研修として、千葉県知事が指定した研修を修了したことを証明する。

(元号) 年 月 日

(研修事業者名) (代表者職・氏名)

印

修了証明書 (携帯用)

第 号

氏 名

生年月日 年 月 日生

精神障害者ホームヘルパー養成研修として、千葉県知事が指定した研修を修了したことを証明する。

(元号) 年 月 日

(研修事業者名)

(代表者職・氏名)

印

研修修了者名簿

事業者名				 年度((西暦)
------	--	--	--	--------------	------

修了証明書	修了年月日	所属機関名	氏名	生年月日	性別	住所	電話番号	現況
番号	※ 1			※ 2	Ж3			※ 4

■研修修了者名簿記入上の注意

- ※1 年(西暦4桁)、月・日(2桁)の数字のみで記入すること 【記入例】2003年8月31日→20030831
- ※2 ※1と同じ方法で記入。ただし、生年月日不明の場合は1900年1月1日(19000101)として記入すること
- ※3 女性はF、男性はMで記入すること 【記入例】女性の場合→F
- ※4 現況区分は下記コードのとおり記入すること 【記入例】在職中(休職含む)→01、求職中→02、退職(再就職意思なし)→03、就職 意思なし→04、その他→09

精神障害者ホームヘルパー養成研修カリキュラム

科目名	内容	講師として適当な者		
1 精神障害者に関する行政施策(1時間				
精神障害者に対する施策	精神障害者の在宅生活支援に役立つ制度及びサービスを中心にその種類、内容、役割を理解する。	精神保健福祉士等		
	1 我が国の精神保健福祉の動向 2 精神保健福祉施策の制度とサービスの種類 3 障害年金、生活保護等、その他精神障害者に関する制度、施策 4 精神障害者の人権			
2 精神障害者に対する基礎知識 (2時間)				
機能障害・能力障害・社会不利の概念	ホームヘルパーがその業務において直面するレベルを中心とした精神障害者 の障害特性について理解を深める。	精神科医師		
	 精神障害の症状と障害特性 薬物療法の重要性 精神障害による日常生活の制限 			
	業務において直面する頻度が高い統合失調症について理解を深める。 1 統合失調症の陽性症状と陰性症状の理解 2 ストレスと再発の関連			
	統合失調症以外の精神疾患について理解を深める。 1 躁うつ病 2 薬物・アルコール依存 3 てんかん 4 器質性精神障害 5 その他			

3 精神障害者に対するサービスについ	て(3時間)	
精神障害者へのホームヘルプサービス の意義	精神障害者へのホームヘルプサービスの目的、内容についての理解を深める。 1 ホームヘルプサービスの目的、サービスの内容、サービスによる自立支援 方策	精神保健福祉士·保健師 等
サービス提供上の要点について	2 ホームヘルパーとケアマネジメント 精神障害者へのサービスの提供の方法、配慮点を学習する。 1 精神障害による日常生活能力の障害に対応するための以下の援助 ①食事の準備 ②身体の清潔の援助 ③住居等の掃除、整理整頓 ④買い物の同行、助言 ⑤通院等の援助、定期的な服薬の助言 ⑥心配事の相談、話相手、隣近所との付き合いの相談、関係づくり ⑦その他	左記については主任ホームヘルパー(精神障害者にサービス提供した経験を持つ者が望ましい)
コミュニケーション上の要点について	コミュニケーションの方法とプライバシー保護の重要性を学習する。 1 相手を重視した関わり 2 関係づくり、相談を受ける際のポイントを理解させる。 3 プライバシーへの配慮の方法	
家族への支援について	精神障害者の家族に対する理解を深め、援助の目的と機能を理解する。 1 家族のストレス 2 家族に対するアセスメントの方法 3 家族とのコミュニケーションと援助	
継続的なサービス提供について	継続的にサービスを提供するための関係職種との連携や利用者との接し方を理解する。 1 保健師等関係職種との連携 2 利用者との適切な接し方	
困難に遭遇したときの対応について	障害への理解を深め、困難に遭遇したときの対応を理解する。 1 症状悪化があったときの保健士・精神保健福祉士等、主治医等との連携	

4	施設研修	(3時間)

精神障害者社会復帰施設、小規模作業所、デイケア等の見学

精神障害者との交流を行うことにより、精神障害者への援助の視点を広げる。 施設の精神保健福祉士

1 精神障害者とのコミュニケーションによる体験的理解

施設の精神保健福祉士 等